

定 款

株式会社 イチネン ホールディングス

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は株式会社イチネンホールディングスと称する。
英文ではICHINEN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 石油類並びに石油製品の販売
- (2) 一般燃料の販売
- (3) 自動車のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (4) 輸送機器のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (5) 情報処理機器、情報通信機器、事務用機器のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (6) 各種自動販売機、洗車機、業務用冷凍装置、業務用自動炊飯器等のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (7) 医療用機器のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (8) 工作機械のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売並びに輸出入の業務
- (9) 土木建設機械のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (10) 荷役機器のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (11) 動力機器のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (12) 電気・電子応用機器のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (13) 駐車場管理機械のリース業、レンタル業及び販売、割賦販売
- (14) 自動車用品、自動車部品の製造及び販売
- (15) 金融業務
- (16) 小型船舶及び小型船舶部品に関する賃貸、売買、割賦販売、輸出入及び整備修理業務

- (17) 不動産の売買、賃貸借、仲介、保守、管理に関する業務
- (18) 自動車及び自動車付属品の販売、輸出入並びにその斡旋、代行業務
- (19) 自動車の総合メンテナンス業
- (20) 自動車及び自動車付属品の修理、点検、整備、钣金塗装並びにその取次業
- (21) 古物売買及び古物売買の代理、仲介並びに斡旋
- (22) 中古車販売に伴う自動車の整備の保証業務
- (23) リース自動車及び割賦販売自動車の残価保証業務
- (24) 洗車機・機械式立体駐車装置の販売
- (25) 自動車洗車場の経営
- (26) 損害保険代理業
- (27) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (28) 生命保険の募集に関する業務
- (29) 防錆用機械器具の販売
- (30) 機械工具の販売並びにレンタル業
- (31) 有線及び無線通信機器の販売及び賃貸
- (32) コンピューターソフトの販売及びコンピューターによる計算業務の受託
- (33) ゲーム機及びそのソフトウェアの販売・レンタル業並びにゲームセンターの経営
- (34) 映像及び音響に関するソフトウェアの販売・レンタル業
- (35) 書籍・事務用品の販売並びにレンタル業
- (36) 労働者派遣法による労働者派遣事業
- (37) 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- (38) ファクタリング業
- (39) 有価証券の取得及び運用
- (40) クレジットカードの募集に関する業務
- (41) 飲食業
- (42) 食糧品の販売
- (43) コンビニエンスストアの経営
- (44) 経営コンサルタント業務
- (45) 集金代行業務及び企業の会計事務の代行業務
- (46) コインランドリーの経営
- (47) 駐車場の経営

- (48) 精密工作機械器具の組立及び販売
- (49) 生ゴミ処理機、水処理機器等環境保全機器の開発販売
- (50) 微生物菌の解析、培養、販売
- (51) 微生物菌を活用した商品の開発販売
- (52) 塗料、ニス類、潤滑、離形剤、防錆剤、接着剤、洗浄剤、石けん、合成洗剤、医薬部外品、板金塗装用品、防蝕塗料、防蝕用機械器具、防錆塗装剤、艶出し剤、滑走剤、シール剤、消火器、医薬品、動物用医薬品、医療用具、動物用医療用具、医療用機械器具、健康機器、衛生設備機器、化粧品、美容器具、化学的製品、工業製品、農薬、食品添加物、洗顔料、塗料の原料、合成樹脂原料、合成樹脂製品、産業用ロボット、電気計測器、理化学機械器具、顔料、染料、溶剤品、化学肥料、飼料の原料、飼料の添加物、液晶原料、ファインセラミックス、包装・荷作機械、その他計量器、測定器、試験機器、無機薬品、有機薬品、その他工業薬品、繊維原料、衣料用繊維製品、金属、金属製品、ゴム製品、防災関連製品、玩具製品、ガラス強化プラスチック製品、合成樹脂原料の着色・加工品の製造、販売、輸出、輸入、リース業、レンタル業並びに割賦販売
- (53) 毒物劇物の輸出、輸入、製造、販売並びに貯蔵業務
- (54) 自動車修理機械、設備及び器具のリース業及びレンタル業
- (55) オフィスオートメーション機器のリース業及びレンタル業
- (56) 塗装工事の請負業
- (57) 化学機械設備の設計、製造、販売、リース業、レンタル業並びに割賦販売
- (58) 樹脂、ガラス、金属、プラスチック、ゴム等の表面処理加工の請負業
- (59) 各種工業装置、機械器具及び油槽の洗浄工事並びに産業廃棄物の処理業
- (60) 工業用及び船用の機械器具、装置の設計、製作、販売、施工、リース業、レンタル業並びに割賦販売
- (61) 建築、建設、土木用資材の製造、販売、輸出、輸入並びに建設業
- (62) 石油製品の販売業
- (63) レンタカー型カーシェアリング事業
- (64) 一般機械用工具の製造及び販売
- (65) 度量衡法に依る計量器、度量衡器の販売
- (66) 自動車整備、塗装工の教育育成に関する事業
- (67) インターネットによる通信販売業務

- (68) 情報処理・提供サービス業
- (69) ヒーター及び付属機械の設計、製造及び販売
- (70) ガス濃度計・警報機の設計、製造及び販売
- (71) 線光源ユニット、面光源ユニット、液晶用バックライトユニット及び液晶モジュールの設計及び製造・販売
- (72) 産業廃棄物、生ゴミ、畜糞尿等の再利用処理設備及び同再利用物の国内販売並びに輸出入の業務
- (73) ダイオキシン類処理剤及び処理装置の国内販売並びに輸出入の業務
- (74) 土壌改良及び焼却飛灰の改善のための無添加薬剤の製造、国内販売並びに輸出入の業務
- (75) 遊技機部品、ユニットの設計及び製造、販売
- (76) プラスチック製の家庭用電気製品、自動車部品等の射出、圧縮、真空（圧空）成型品及び金型の設計、製造、二次加工及び販売
- (77) 合成樹脂製の鉄道用絶縁部分、送電配電用絶縁部品、送電線用防雪リング、光学レンズ、減速ギア、送風ファン等の製造及び販売
- (78) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 （本店の所在地）

当会社の本店は大阪市に置く。

第4条 （機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 （公告の方法）

当会社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。

第7条 （自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第8条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 （単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、単元未満株式につき次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）法令により定款をもってしても制限することができない権利
- （2）株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （3）単元未満株式買増請求をする権利

第10条 （株主名簿管理人）

当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。

第11条 （株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

第12条 （単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第3章 株 主 総 会

第13条 （株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

第14条 （基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 （株主総会の招集者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条 （株主総会の決議方法）

株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

第17条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 （議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 代理人によって議決権を行使する場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (員 数)

当会社の取締役は10名以内とする。

第20条 (選任方法)

取締役は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条 (任 期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了する時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により取締役会長・取締役社長を各1名、取締役副会長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。

第23条 (取締役会の招集者及び議長)

取締役会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第24条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし緊急を要するときは、全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

2. 取締役会は取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第25条 （取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 （顧問及び相談役の設置）

会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問及び相談役を置くことができる。

第27条 （報酬及び退職慰労金）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第28条 （社外取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条 （員 数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第30条 （選任方法）

監査役は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第31条 （任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

第32条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条 （監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし緊急を要するときは、全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第34条 （報酬及び退職慰労金）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第35条 （社外監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

第36条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条 （期末配当の基準日）

当会社の剰余金の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

第38条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第39条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。なお利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。